

医薬品情報担当者（MR）等の情報提供活動に対する 取り決め

独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター 薬事委員会

1. 取り決めの範囲等

- (1) 本取り決めは、医薬品関係にあつては医薬情報担当者（MR）の、検査用試薬、医療用消耗品及び医療機器関係にあつては製造業者若しくは輸入販売業者の情報提供活動に対して適用されるものとする。
- (2) 卸売一般販売業者は原則として申請者に対して情報提供活動を行つてはならない。

2. 活動時間

- (1) 医薬情報担当者（MR）等の情報提供活動は予約制とし、医師等に予め連絡し了解を得たうえで訪問することとする。病院内でのアポイントなしでの情報提供活動は禁止とする。
- (2) 活動を許可する時間は、診療時間をさけることとする。ただし、職員の要請があつた場合はその限りではない。
- (3) 独自に規則、指示等が定められている部署では、それに従わなければならない。

3. 活動規制区域

- (1) 原則として指定区域場所とし、それ以外の病院の診療区域内（外来・病棟）、臨床研究部、管理棟等は立ち入り禁止とする。特に患者様の目に届く場所でのMR活動は禁止する。ただし、職員の要請があつた場合はその限りではない。
- (2) 院内の公道（廊下等）等での活動は禁止する。
- (3) 医局等で独自に規則、指示等がある場合は、それに従わなければならない。
- (4) 医薬情報担当者（MR）は、当院職員の職務の妨げとなるような情報提供活動を行つてはならない。

4. 活動記録簿への記載及び身分証明証の着用

(1) 医薬品関係のMR

- ・ 出入りにあつては、薬剤部に設置された記録簿に氏名、会社名、開始時間、目的、訪問先、終了時間等の必要事項を記載しなければならない。
- ・ 院内の活動にあつては、自社のネームプレート及び情報提供許可証を着用しなければならない。
- ・ 当院担当MRは予め薬剤部に届け出るものとする。また、担当者の変更が生じた場合は速やかに届け出るものとする。

(2) 放射性医薬品関係の情報提供者

- ・ 出入りにあつては、放射線科の記録簿に氏名、会社名、開始時間、目的、訪問先、終了時間等の必要事項を記載しなければならない。
- ・ 院内の活動にあつては、自社のネームプレート及び情報提供許可証を着用しなければならない。
- ・ 当院担当者は予め放射線科に届け出るものとする。また、担当者の変更が生じた場合は速やかに届け出るものとする。

(3) 検査用試薬（放射性医薬品は除く）関係の業者

- ・ 出入りにあつては、臨床検査科事務室の記録簿に氏名、会社名、開始時間、目的、訪問先等の必要事項を記載しなければならない。
- ・ 院内の活動にあつては、自社のネームプレート及び情報提供許可証を着用しなければならない。
- ・ 当院担当者は予め臨床検査科に届け出るものとする。また、担当者の変更が生じた場合は速やかに届け出るものとする。

(4) 医療用消耗品及び医療機器関係の業者

- ・ 出入りにあつては、臨床工学室の記録簿に氏名、会社名、開始時間、目的、訪問先、終了時間等の必要事項を記載しなければならない。
- ・ 院内の活動にあつては、自社のネームプレート及び情報提供許可証を着用しなければならない。

(5) 情報提供許可証について

情報提供許可証は病院で用意するが、紛失した場合は、担当者が薬事委員会の指示のもと、自費弁償すること。

5. 医薬品等の情報提供

医薬品に関する情報は薬剤部を通して、検査用試薬（放射性医薬品は除く）及び検査関連機器に関しては臨床検査科を通して、放射性薬品及び放射性関連機器に関しては放射線科を通して、医療用消耗品及び医療機器に関しては臨床工学室を通して、医師等関係者に速やかに提供すること。

6. 医薬品等の副作用報告制度

医薬品等の副作用報告制度はすべて自発報告である。当院では全ての副作用は薬事委員会に報告し、厚生労働省および当該企業に報告することになっている。MR等は直接医師等から副作用情報を聴取した場合には速やかに薬事委員会※に報告すること。

※医薬品及び検査用試薬（放射線試薬を含む）にあつては薬剤部医薬品情報管理室、
医療用消耗品及び医療機器にあつては臨床工学室

7. その他

電話やファクシミリによる医薬品等の情報活動は、緊急時を除き原則として禁止する。

8. 情報提供活動の自粛

名古屋医療センターにて、当院および他施設の職員が参加する会議・研修会等がある場合は、管理棟5階および会議室付近での情報提供活動を禁止する。

9. 取り決め違反による留意事項

上記取り決め違反する場合は、薬事委員会の指示により関係部署で指導し、改善が見られない場合は当該企業および医薬情報担当者（MR）等に対して情報提供活動を停止することがある。

平成 8 年 11 月 1 日一部改正

平成 17 年 4 月 1 日一部改正

平成 28 年 4 月 1 日一部改正